

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

① 立地環境・人口等

【立地】

美里町は、埼玉県の北西部に位置し、東京都心から約 80km の距離にあり、電車で約 1 時間半圏内という都心部からの交通アクセスに優れた地域となっている。東部は深谷市、北部・西部は本庄市、南部は寄居町及び長瀨町にそれぞれ隣接しており、地形は東西に約 5.5km、南北に約 9.0km と、縦に細長い形をし、総面積は、33.41 k m<sup>2</sup>、中央部以北の平坦地と、北部から南部へ向かって高度を増すなだらかな丘陵地を形成している。

また、小山川、志戸川、天神川が流れ、自然豊かな田園風景の広がる環境にある。気候は温暖で、米麦、野菜、果樹など、多様な農作物の栽培が可能な地域となっている。



【人口】

美里町の人口は、平成 7 年(1995)の 12,197 人(美里町統計データ)をピークに人口減少へ転じている。平成 30 年(2018)には 11,226 人(971 人減)となり、緩やかながら減少に歯止めが利いていない状態となっており、65 歳以上の老年人口(28.1%)は年々増加している一方、15 歳以下の年少人口(11.6%)及び 15 歳から 65 歳までの生産年齢人口(60.3%)は、減少の一途を辿っている。

～2022 年 11 月 1 日現在～ 総人口：10,971 人、世帯数：4,564 世帯

②想定される災害リスク

【風水害：美里町地域防災計画並びにハザードマップ】

(当町で過去に発生した主な風水害)

当町に被害を及ぼした風水害は、以下の表の通り。

名称	年月日	区域別被害状況	
カスリーン台風	昭和 22 年 9 月 14 日～15 日	東児玉 松久 大沢	浸水 470 戸、流出 1 戸、死傷者 8 人、 田畑 365.8ha 浸水 1,019 戸、破壊 1 戸、田畑 165.8ha、 浸水 100 戸、田畑 104.0ha
台風第 13 号	昭和 28 年 9 月 23 日～25 日	東児玉 大沢	浸水 5 戸、 破壊 1 戸
台風第 4 号	昭和 41 年 6 月 27 日～28 日		浸水 93 戸 田畑 306.6ha
台風第 26 号	昭和 41 年 9 月 24 日～25 日		浸水 243 戸、破壊 1,914 戸、 死者数 4 人、田畑 846.9ha
台風第 10 号	昭和 57 年 8 月 1 日～3 日		—
台風第 19 号	令和元年 10 月 12 日～13 日		24 時間雨量 428mm

(出典：美里町国土強靱化地域計画)

(当町で今後発生が予測される風水害の被害想定)

当町には一級河川である利根川水系小山川、志戸川、天神川が町の北部、中部、南部を東西へ横断する様に流れており、浸水想定河川として浸水予測がされている。小山川及び志戸川、天神川による浸水想定被害地域は、町北部の東児玉地域では北十条、下児玉、小茂田、関、阿那志地区、中部の松久地区では古郡、駒衣、甘粕地区と広範囲に発生することが想定されている。この洪水による浸水被害発生予測は、現時点の利根川水系小山川流域の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案し、想定最大規模降雨（636mm/24 時間雨量）に伴う洪水により氾濫した場合の浸水状況をシミュレーションにより予測がされ、想定された河川の氾濫により浸水した場合の水深は、主に 1.5m 未満を想定されているが、小山川及び志戸川、天神川の流域の一部に 2.5m 未満の浸水被害が発生することが見込まれている。

また、当町南部、松久地域の広木、大沢地域の白石、湯本、円良田には山地帯があり、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の多くはこの地域に指定されており、大雨による地盤の緩みから大規模な土砂災害を起こす可能性があり、警戒が必要である。

【地震：J-SHIS 美里町地域防災計画並びにハザードマップ】

(当町で過去に発生した主な地震災害)

当町に被害をもたらした地震災害では、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災（マグニチュード 9.0）が最も被害が大きく、県内では最大震度 6 弱の揺れを観測し、当町においても震度 5 弱を観測した。

(当町で今後発生が予測される地震災害の被害想定)

地震ハザードステーションの防災地図では、今後 30 年間にある震度 5 弱以上の地震が発生する確率は 97.3%と想定されている。美里町防災計画地震被害想定は、首都直下地震に係る最新の科学的知見や埼玉県の過去の被害地震を踏まえ、5 つの地震について分析がされており、「埼玉県地震被害想定調査報告書」をもとに、今後、当町に最も大きな被害を及ぼすと想定される地震については、深谷断層・綾瀬川断層により発生する関東平野北西縁断層地震と予測され、予測震度はマグニチュード 6 強以上となっており、当町内事業者にも相当の被害が予想される。

### 【感染症】

近年、新型コロナウイルスによる感染症が複数発生し、当町でも令和4年9月26日時点で延べ1,522名が感染した。新型インフルエンザはこれまでも世界的に大きな流行を繰り返し、人々の生命・健康に重要な影響を与えてきた。新型コロナウイルスにおいても（再度）感染症の影響が拡大した場合、事業の継続に大きな支障をきたす可能性がある。

### 【その他】

当町の中部、南部には13面の農業用ため池があるが、すべてが、「地震等により堤体が決壊した場合、浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れがある」防災重点ため池となっている。

## （2）商工業者の状況

### ①商工業者数及び小規模事業者数

当会地区内における商工業者数は362者となっており、うち小規模事業者数は277者で、全体の76.5%を占めている。

美里町は基幹産業である第1次産業の農業と、第2次産業である製造業、建設業の占める割合の高いことが特徴的です。事業所数においては、増減を繰り返しながら、平成13年の国が実施した「事業所・産業統計調査」の493事業所から減少に転じ、緩やかに減少が続いております。一方で、就業者数は一旦減少したものの近年は増加傾向にあります。

業種	商工業者数	備考（立地状況等）
建設業	62	東児玉地区に多い。
製造業	84	東児玉地区に多い。
卸売業	15	東児玉地区に多い。
小売業	64	町内に広く分散している。
飲食・宿泊業	71	松久地区に多い。
サービス業	74	町内に広く分散している。
その他	32	町内に広く分散している。
合計	362	

### ②事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の策定状況

当会の調べでは令和4年9月末までにおいて、「事業継続力強化計画」の認定を受けた当町の事業者数は5者である。

事業継続計画（BCP）の策定事業者数については未調査であるが、全体的に低いと推測される。

## （3）これまでの取組み

### ①美里町の取組み

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき美里町地域防災計画を策定。計画は、美里町の地域に係る災害に関し、美里町及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、町民の協力のもとに災害予防・災害応急対策・災害復旧等の災害対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

計画は、全4編（総論、水害・台風、竜巻等風害対策編、震災対策編、大規模事故等応急対策編）及び資料編で構成され、各種災害対策を実施している。

- ・美里町地域防災計画の策定
- ・美里町国土強靱化地域計画の策定
- ・美里町総合防災ハザードマップ（みさと防災）の作成

- ・防災訓練の実施
- ・防災対応装備、資機材の整備
- ・食料、生活必需品の備蓄
- ・広域防災協力体制の整備
- ・災害医療体制の整備
- ・防災無線個別受信機の無償貸与
- ・防災行政無線登録制メールの運用
- ・災害時避難行動要支援者避難支援制度
- ・美里町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

## ②当会の取組み

### 【周知対応】

- ・県等主催等の事業継続計画（BCP）策定セミナーの周知と参加促進
- ・事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画に関する各種施策の周知

### 【策定対応】

- ・災害、BCP 対策として商工会対応マニュアルの作成
- ・当会事業継続計画の作成

### 【保険対応】

- ・ビジネス総合保険（全国商工会連合会）の周知及び加入促進
- ・総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）の周知及び加入促進

### 【備蓄・訓練対応】

- ・防災備品（土のう、ヘルメット、消火器、バケツ等）の完備
- ・町が実施する防災訓練への参加及び協力

### 【災害時対応】

- ・地区内会員事業者の災害復旧作業時各種調整
- ・地区内事業者の被災状況収集及び関係機関への報告
- ・被災事業者に対する各種補助金制度の周知及び申請支援
- ・被災事業者への公的融資の斡旋

### 【感染症対応】

- ・感染防止対策の周知、対応支援
- ・事業者に対する各種補助金、給付金等の情報提供
- ・事業者に対する公的融資の斡旋
- ・経営指導員等による各種個別相談会の実施

## II. 課題

当会や地区内事業者の自然災害・感染症リスク対策における課題は次の通りである。

### （１）事業者の取組状況に関すること

- ①小規模事業者においては、災害リスクへの認識や災害時における情報収集手段、避難場所、事業者の責務等、事業継続に関する知識が充分ではない。
- ②防災や減災の取り組みを図る事業継続計画（BCP）および事業継続力強化計画を策定している事業者は一部に限られている。

### （２）商工会の支援体制に関すること

- ①事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画の策定支援に対する取り組みは、国や県の施策普及の広報周知活動にとどまっており、事前対応の活動が十分とはいえない。
- ②職員の災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP作成支援等）を推進するノウハウやスキルが不足している。

### (3) 外部との連携に関すること (行政・損害保険会社等)

- ①被災からの早期の復旧・復興を行い、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会と美里町の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制等の構築が必要であるが、現状では、当会と美里町との間で「災害時における災害応急復旧工事に関する協定」を締結しているが、行政が必要と認めた場合のみ出動要請がされる内容となっている。しかし、当会と行政の間に具体的な協力マニュアル等が整備されておらず、緊急時に対応する人員が十分ではない状況となっている。
- ②災害時対応やリスク軽減対策のためのBCP策定・保険等の加入促進に対する助言を行える職員が不足しているため、県や外部機関とも連携した支援を強化する必要がある。

### (4) 感染症対策に関すること

- ①地区内事業者に対して予防接種の推奨、手洗いの徹底、出社のルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の周知など状況に応じた支援を強化する必要がある。

## Ⅲ. 目標

目標は次の4項目とする。

美里町地域防災計画を踏まえた当会の事業継続力強化支援計画を策定し、美里町と美里町商工会が一体となり、地区内小規模事業者の自然災害等に対する事前対策や発生後の速やかな復旧を目指した取り組みを実施する。

### (1) 事業継続力強化面での目標

- ①地区内小規模事業者に対し、美里町で想定される災害リスクや感染症等リスクを認識してもらい、BCP策定などの事前対策の必要性を周知する。
- ②地区内小規模事業者に対し、「事業継続計画 (BCP)」「事業継続力強化計画」策定の支援を行う。
- ③BCPの策定支援を行った地区内事業者に対しフォローアップを行い、環境の変化に応じて計画のPDCAサイクルを回す。

(事業継続力強化計画・事業継続計画を通じた目標)

- ①意識向上と被害発生時における迅速な対応行動の実現
- ②自然災害等における事業縮小や倒産のリスクの軽減
- ③従業員が安心して働ける環境づくり
- ④顧客や市場からの企業的・社会的な信用の獲得



(事業継続計画)

- ①優先して継続・復旧を行う中核事業の特定
- ②緊急時における中核事業の復旧目標時間の設定
- ③事業継続に向けた設備・仕入品等の代替策の準備
- ④従業員・顧客と事業継続に向けたプロセスの明確化

(事業継続力強化計画)

- ①災害等のリスク対応に取り組む必要性の認識
- ②事業活動に影響を与える自然災害等の想定
- ③安全確保、防災、復旧に向けた事前対策の抽出
- ④迅速な初動対応体制の整備、訓練・教育の実施

**(2) 災害発生・発生後の被害状況の把握や応急復旧活動面での目標**

- ①災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と美里町との間における被害情報確認・報告ルートを構築する。
- ②災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、その他の関係機関（埼玉県商工会連合会、埼玉県火災共済連合会、損害保険会社）との連携体制を平時から構築する。

**(3) 感染症発生時の被害状況の把握や感染拡大防止面での目標**

- ①感染症の国内感染拡大期、地区内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における連絡・支援体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

**(4) 当会における支援体制面での目標**

- ①各種研修会に当会職員を派遣し、各種損害保険や事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画の策定等を推進するための知識やノウハウの習得を通じて資質の向上を図る。
- ②当会策定の「事業継続計画（BCP）」の全職員での共有と計画に基づく行動確認や訓練を実施する。
- ③当会が果たすべき役割や行動計画を災害発生直後、災害発生後、復旧に向けた時期に分けて整理し、対応事項や手順などを危機管理マニュアルとして作成し、災害発生時の早期業務復旧の体制作りを行う。

**※その他**

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### I. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年7月1日～令和10年3月31日）

### II. 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

#### 1. 事前の対策

- ・自然災害や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるよう、平成20年に締結した「災害時における応急対策業務に関する災害協定」と本計画との整合性を図る。

#### （1）小規模事業者に対する災害リスクの周知及び計画策定支援

##### ①小規模事業者のリスク把握・周知

- ・当会職員による巡回や窓口指導時に美里町ハザードマップや地震ハザードステーション（J-SHIS）等を用いて、事業所立地場所の自然災害等の発生リスク及びその影響を軽減するための取組や備え（事業休業への備え、水災補償、損害保険・共済加入等）対策について説明する。
- ・BCPの策定による実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

##### ②リスク対策の広報周知

- ・町広報、商工会ホームページ、会員宛DM、指導時等において、国や県等の施策の紹介やリスク対策の必要性、事業継続計画（BCP）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・同様にリスクファイナンス対策として、リスク軽減のための損害保険等（自然災害の損害補償や感染症特約付き休業補償など）の概要等を紹介する。

##### ③事業継続計画・事業継続力強化計画の策定支援

- ・専門家を招聘し、「事業継続計画（BCP）」、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定に関するセミナーや個別相談会を開催する。
- ・セミナーや個別相談会に出席した地区内事業者に対して専門家を派遣し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化計画」の策定に向けた支援を行う。

##### ④感染症リスクへの対策・環境整備支援

- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・当会においてもWeb会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて、必要な機器や通信環境等を整備する。

##### ⑤当会職員の支援スキルの向上

- ・事業者のBCP策定支援、保険や共済の重要性について助言する知識やノウハウの向上を図るため、各種研修会へ当会職員を派遣する。

##### ⑥防災備品の備蓄

- ・自然災害等による被害に備えて、可能な範囲内で防災備品や食料等を購入し、備蓄する。
- ・同様に感染症の対策用品（消毒液やマスク等）を購入し、備蓄する。

#### （2）商工会自身の事業継続計画の作成

令和6年3月までに当会の「事業継続計画（BCP）」を策定する。

#### （3）行政・関係団体等との連携

- ①損害保険会社等と連携し、地区内事業者を対象に災害リスクに備えた普及啓発セミナーや個別相談会を開催する。
- ②被災した地区内小規模事業者が低金利融資を早期に受けられるよう金融機関と協力、連携を図る。
- ③被災した地区内小規模事業者が早期復旧できるよう優先的な修繕・修理に向け建設関連団体と連携する。

- ④当会の理事会や美里町の行政懇談会、埼玉県商工会連合会、本庄児玉地区連絡協議会での会合時などに各機関の取組状況等の情報交換を行い、効果的な支援策等を習得し、取り入れを図る。

#### **(4) フォローアップ**

- ①地区内事業者の事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の進捗について、当会職員が巡回や窓口等で確認し、改善や見直しが必要な場合には専門家を交えるなどしてフォローを行う。

#### **(5) 当該計画に係る訓練の実施**

- ①地震等の自然災害発生を想定して、当会と美里町との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。（訓練は必要に応じて実施する）  
②当会職員の安否確認、避難訓練の他、地区内事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。  
③災害や感染症等の影響により、当会職員の欠勤が起こりうるため、全職員の多能工化やデータによる可視化を推進する。

## **2. 発生後の対策**

自然災害等の発生時には、自分自身の安全確保を第一とする。身の安全が確保された上で、人命救助を最優先に取り組み、続いて下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡・情報共有を行う。

### **(1) 応急対策の実施可否の確認**

- ①発災後直ちに LINE ワークス及び商工会災害システムを活用して、職員の安否確認及び被害状況の把握を行う。その際には、家族の安否確認も行うほか、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を情報収集し、当会と美里町、埼玉県商工会連合会で共有する。  
②国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、備品の消毒、職員の手洗いやうがい等の徹底を行う。  
③感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、美里町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### **(2) 応急対策の方針決定**

#### **【大規模自然災害】**

- ①当会と美里町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
②地震、火災、暴風、豪雨等による被害が発生し、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に安全確認を行った上で出勤する。  
③職員全員が被災するなど応急対策ができない場合は、美里町および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。  
④大まかな被害状況を速やかに確認し、その状況を美里町および埼玉県商工会連合会等の関係機関と速やかに情報共有を行い、以下の応急対策を実施する。



(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	応急対策の方針
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自身の安全を確保</li> <li>・ 地域被災者の人命救助への協力</li> <li>・ 被害状況の把握および報告</li> <li>・ (特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況の把握および報告</li> <li>・ 地域災害対策への協力</li> <li>・ (特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目立った被害の情報がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別な対応なし</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

⑤ 当会と美里町は災害時、以下の間隔で被害状況等を共有する。

時期	交換頻度
発生後～1週間	1日に2回程度共有する。 ※必要に応じて追加する
1週間～2週間	1日に1回程度共有する。
3週間～1ヶ月	2日に1回程度共有する。
2ヶ月以降	7日に1回程度共有する。

※連絡は、電話・FAX・メール、携帯等を用いて行う。ただし、通常の連絡手段が使えない場合には当会が町役場を訪問し、直接被害情報等を報告する。

※埼玉県商工会联合会等の関係機関には、適時被害状況等を報告する。報告には全国商工会聯合会の商工会災害システムも活用する。

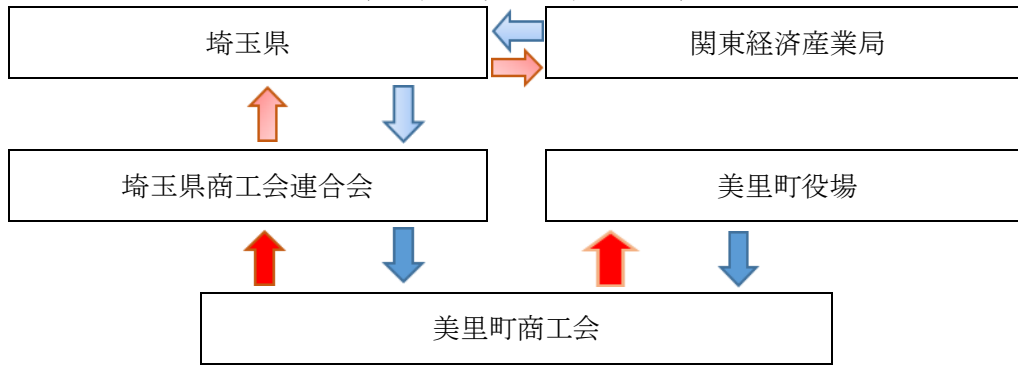
**【脅威となる感染症】**

- ① 当町で取りまとめた「美里町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務（在宅勤務）を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。
- ② 当会職員のいずれかが感染した場合は、保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。
- ③ 職員全員が感染するなど応急対策ができない場合は、美里町および埼玉県商工会联合会にも応援要請をして役割分担を決める。

**(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制**

- ① 自然災害等発生時に、地区内小規模事業者事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

(当会から見た連絡ルート)



- ②美里町からの要請等に基づき、被災地域において二次被害を防止するための諸活動を実施する。
- ③当会と美里町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。
- ④当会と美里町が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。
- ⑤感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と美里町が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。

#### （４）応急対策時の地区内事業者に対する支援

- ①相談窓口の開設方法について、美里町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③相談窓口・特別相談窓口においては、金融支援、共済・保険手続き支援、労務支援、税務支援、被災事業者施策支援、支援策要望を優先的に実施する。
- ④地区内事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ⑤必要に応じて当会の備品機材の貸出しや配布を行う。
- ⑥応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町等の施策）について、地区内事業者等へ周知及び説明を行う。
- ⑦感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある地区内事業者を対象とした支援策の提供や相談窓口の開設等を行う。

#### （５）地区内事業者に対する復興支援

- ①国・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ②被災事業者に各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ③被害規模が大きく、当会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県・埼玉県商工会連合会等に相談する。
- ④事業再建計画の策定を支援する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

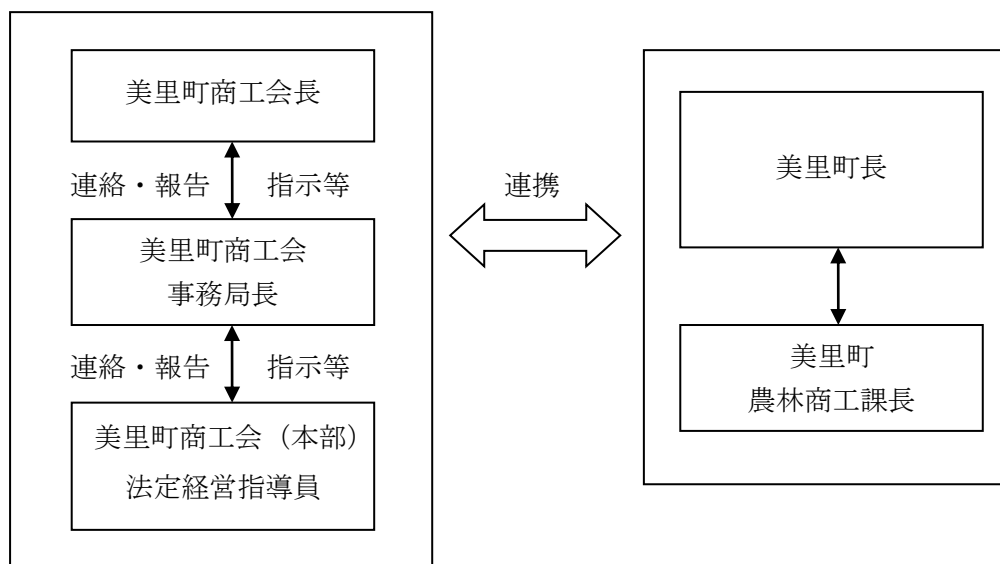
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(2023年3月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 澁澤 正代、経営指導員 高柳 慎也 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

美里町商工会

〒367-0112 埼玉県児玉郡美里町大字木部 323 番地 3

TEL : 0495-76-0144 / FAX : 0495-76-0112

E-mail : misatomati@syokokukai.jp

②関係市町村

美里町役場 農林商工課

〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部 323 番地 1

TEL : 0495-76-5133 / FAX : 0495-76-0909

E-mail : nosei@town.saitama-misato.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・周知活動費	100	100	100	100	100
・BCP対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、美里町補助金、埼玉県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
I. 埼玉県商工会連合会 会長 三村 嘉宏 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティビル7階
II. 埼玉県火災共済協同組合 理事長 三村 嘉宏 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティビル7階
連携して実施する事業の内容
I. 埼玉県商工会連合会 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②商工会自身の事業継続計画の作成 ③BCP 普及啓発セミナーの開催
II. 埼玉県火災共済協同組合 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知
連携して事業を実施する者の役割
I. 埼玉県商工会連合会 ①パンフレット等の広報物提供 ②専門家派遣 ③費用の助成
II. 埼玉県火災共済協同組合 ①パンフレット等の広報物提供 ②担当者派遣
連携体制図等
<pre>graph TD; A[埼玉県商工会連合会] &lt;--&gt; 連携・連絡調整  B[美里町商工会]; C[埼玉県火災共済協同組合] &lt;--&gt; 連携・連絡調整  B; B &lt;--&gt; D[美里町]; B --&gt; E[地域内小規模事業者]; D --&gt; E; F[災害リスク周知・BCP 策定普及・共済加入推進] --&gt; E;</pre>